

公立芽室病院病床数の変更について

1 病床数（許可）削減の目的

平成 27 年度以降、3 年連続で病床稼働率が 70% を下回ったことを踏まえ、平成 30 年 4 月に稼働病床数 150 床の一部を休床し、107 床の効率的な病床運営を取り進めている。

また、令和 2 年 1 月から許可病床数の削減について調査・検討を行い、現行の人員体制や地域医療構想の方向性を踏まえ、許可病床数を 150 床から 120 床へと削減し、当院の現状に即した病床数に変更するとともに、許可病床数削減により、特別交付税措置を見込むものである。

2 特別交付税措置額（不採算地区病院、100 床以上、第 2 種）について

(1) 算出方法

1,343 千円×調整後病床数（※）と不採算地区病院運営補助に対する一般会計繰出金×0.8 のうちいずれか少ない額

※調整後病床数

100 から 100 を超えた一般病床数の許可病床数に 2 を乗じて得た数を控除して得た病床数（100－（許可病床数－100）×2 と最大使用病床数とを比較して低い病床数

(2) 計算例

ア 許可病床数 120 床

イ 最大使用病床数 103 床

ウ 一般会計繰出金 100,000 千円とした場合

調整後病床数 = $100 - (120 - 100) \times 2 = 60$ $60 < 103$

$60 \text{ 床} \times 1,343 \text{ 千円} = 80,580 \text{ 千円}$

$100,000 \text{ 千円} \times 0.8 = 80,000 \text{ 千円}$

特別交付税措置額 = 80,000 千円

各都道府県総務部
（財政担当課、市町村担当課、
都道府県立病院担当課扱い）
各指定都市財政担当部局
（各指定都市財政担当課、
市立病院担当課扱い）
関係一部事務組合
（都道府県・指定都市が加入するもの）
関係広域連合
（都道府県・指定都市が加入するもの）

御中

総務省自治財政局準公営企業室

不採算地区病院等に対する財政措置の拡充について

過疎地等の経営条件の厳しい地域の医療を担う不採算地区病院等について、今般の新型コロナウイルス感染症のまん延が続く中においても、その機能を維持し、当該地域における地域医療提供体制を確保する観点から、下記のとおり、不採算地区病院等に関する令和3年度分の特別交付税措置の拡充を行うことを予定しておりますので、お知らせします。

都道府県担当課におかれては関係部局、市町村担当課におかれては貴都道府県内の市町村（指定都市を除く。）、企業団（地方独立行政法人を含む。）、関係一部事務組合等、関係者に対して速やかに周知いただくようお願いいたします。

記

1. 不採算地区病院等に対する令和3年度の特別交付税措置の1床あたりの基準額単価の引き上げ

区 分		令和2年度	令和3年度（案）
不採算地区病院（注1） 【許可病床100床未満】	第1種	1,312千円 定額23,700千円	1,706千円 定額30,810千円
	第2種	875千円 定額15,800千円	1,138千円 定額20,540千円
不採算地区病院（注1） 【許可病床100床以上 150床未満】	第1種	1,549千円	2,014千円
	第2種	1,033千円	1,343千円
不採算地区有床診療所（注2）	第1種	2,497千円	3,246千円
	第2種	1,665千円	2,165千円

(注1)

不採算地区病院とは、その有する病床が主として一般病床又は療養病床である病院のうち主として理学療法又は作業療法を行う病院以外の病院及び当該病院の施設の全てが児童福祉施設である病院以外の病院（以下「一般病院」という。）のうち、次に掲げる条件を満たすもので、許可病床数が150床未満である公立病院

(第1種) 最寄りの一般病院までの移動距離が15キロメートル以上となる位置に所在している一般病院

(第2種) 直近の国勢調査に基づく当該病院の半径5キロメートル以内の人口が10万人未満である一般病院

- ※ 許可病床数が100床未満の場合は、稼働病床数で算定
- ※ 許可病床数が100床以上の場合は、補正後許可病床数 $<100-(許可病床数-100) \times 2 >$ と稼働病床数とを比較して低い病床数で算定
- ※ 直近の国勢調査に基づく当該病院の半径5キロメートル以内の人口が3万人以上10万人未満の第2種に該当する不採算地区病院については、基準額が人口10万人で0となるよう逡減して算定

(注2)

不採算地区有床診療所とは、以下のいずれかの要件を満たす公立有床診療所

(第1種) 最寄りの一般病院までの移動距離が15キロメートル以上となる位置に所在している診療所

(第2種) 直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径5キロメートル以内の人口が10万人未満である診療所

- ※ 直近の国勢調査に基づく当該病院の半径5キロメートル以内の人口が3万人以上10万人未満の第2種に該当する不採算地区診療所については、基準額が人口10万人で0となるよう逡減して算定

2. 公的病院等に対する特別交付税措置について

公的病院等に対して地方公共団体が助成を行っている場合には、従前より公立病院等に準じた特別交付税措置を講じているところであり、上記1については、公的病院等に関しても同様の措置を講じる予定である。

(連絡先)

自治財政局 準公営企業室 病院事業係

担当：目貫 小幡 仲田

電話：03-5253-5643

芽室町病院事業の設置等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(病院事業の設置及び名称)

第2条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づく被保険者に対し、療養の給付を行うため、同法第82条の規定により、保健事業として病院事業を芽室町東4条3丁目5番地に設置する。

2 前項の施設の名称は、公立芽室病院(以下「病院」という。)という。

(経営の基本)

第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよ
うに運営させなければならない。

2 診療科目は、次のとおりとする。

- (1) 内科
- (2) 小児科
- (3) 外科
- (4) 整形外科
- (5) 眼科
- (6) 耳鼻咽喉科
- (7) 放射線科
- (8) リハビリテーション科
- (9) 麻酔科

3 病床数は、次のとおりとする。

一般病棟 150床